

令和2年7月10日

各都道府県剣道連盟 御中

全日本剣道連盟

4月・5月代替審査会
剣道六段・七段・八段受審料返金について

標記の件につきまして代替審査として本年10月に兵庫県で剣道六段・七段審査会、東京都で剣道八段審査会を実施いたしますが、申込みをしたが仕事等の都合でやむを得ず受審できない方、元々日程の都合で受審できない方がおります。

上記の方々の返金取扱いの申し出については下記の期日までといたします。

記

返金受付期日

- 1 剣道六段・七段審査会（兵庫県）返金の申し出受けは、所定の様式を使い、都道府県剣道連盟より書面またはFAXにより、返金申し出を9月30日（水）までに、全日本剣道連盟に提出した者。
- 2 剣道八段審査会（東京都）返金の申し出受けは、所定の様式を使い、都道府県剣道連盟より書面またはFAXにより、返金申し出を10月5日（月）までに、全日本剣道連盟に提出した者。

※代替審査対象者で8月の七段・六段（福岡）を受審し、合格された方も含みます。

以上

大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上